

仕事と子育ての両立支援のための新潟県教育委員会特定事業主行動計画（第4期計画）

令和2年3月31日 公表
(令和6年2月26日 一部改定)

1 計画の対象職員

新潟県教育委員会事務局及び教育機関、県立学校の職員
(臨時・会計年度任用職員を含む)

2 計画策定の背景及び趣旨

国、地方公共団体、企業等が一体となって、総合的な少子化対策を推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が施行
法改正により延長した10年間の前期計画にあたる第3期計画期間が令和元年度末で終了することから、後期計画にあたる第4期計画を策定
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に資する施策を一層推進し、夫婦が共に働き、家事・子育ても分担できる職場環境を整備

3 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

4 達成目標

目 標 項 目		R6 目標
(1)「出産・育児に関する諸制度の周知・啓発」		-
(2)「休暇・休業が取得しやすい環境整備、気運醸成」 年次有給休暇(平均使用日数)		15日以上
妻の出産休暇の取得率		100%
家族看護休暇(希望する者)の取得率		100%
育児休業の取得率	女性	95~100%
	男性	50%以上 《目標引き上げ》
男性職員の育児参加 (育児休業、育児休暇、男性職員の育児参加休暇のいずれかを取得した割合)		70%以上
(3)「時間外勤務の縮減」 本庁職員の年360時間を超える割合		20%以下

5 具体的な取組内容(第3期計画から追加した主な取組)

人事課の取組内容に合わせた取組

新潟県庁働き方改革行動計画を踏まえた取組

【休暇等の取得促進】

- ・男性職員に子が生まれた場合、取得計画の作成や業務分担の見直し等、男性職員の育児休業取得を促進
- ・ワーク・ライフ・バランス推進強化月間(7、8月)の設定

【人事評価への反映】

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に資する職場環境づくりを行った管理・監督者に対する適切な人事評価

【柔軟な勤務時間制度の導入】

- ・早出遅出勤務制度や勤務間インターバル制度の導入

【業務マネジメント研修の実施】

- ・管理・監督者を対象としたタイムマネジメント能力や業務改善能力を強化する研修の実施